

奈良市公報

第 297 号

平成25年10月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

○奈良市契約規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○一般競争入札の実施	1
○総合評価落札方式一般競争入札の実施	2
○一般競争入札の実施（2件）	3
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始	4
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	4
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止	5
○放置自転車等の保管	5
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	5
○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	6
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出	6
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の再開の届出	6
○生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出	7
○障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	7
○公有財産の売払い	7
○住居番号の設定	8
○放置自転車等の保管（2件）	8
○開発行為に関する工事の完了	9
○大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業） 近鉄西大寺駅南地区画整理審議会委員の選挙期日	9
○放置自転車等の保管	9
○都市計画生産緑地地区の変更案の公衆縦覧	9
○道路の位置指定	10
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	10
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	10
○生活保護法の規定による医療機関の指定	10
○総合評価落札方式一般競争入札の実施	10
○差押調査の公示送達	12
○放置自動車の処分等	12
○放置自転車等の保管（2件）	12

○放置自転車等の処分	12
○開発行為に関する工事の完了	13
公 営 企 業	
○一般競争入札の実施（2件）	13
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定	15
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の廃止	15
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定	15
教 育 委 員 会	
○奈良市教育ICT戦略会議設置要綱	15
○奈良市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示	16
選 举 管 理 委 員 会	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	16
農 業 委 員 会	
○農地部会の招集	16
正 誤	
○正誤表（2件）	16

規 則

奈良市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年9月3日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第58号

奈良市契約規則の一部を改正する規則

奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条、第4条、第5条第4項、第10条第1項第2号及び第23条第1項中「インターネット市有財産売却システム」を「インターネット公有財産売却システム」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成25年9月3日掲示済）

告 示

奈良市告示第589号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年9月2日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

<p>(1) 業務名 史跡大安寺旧境内保存用地取得事業嘱託登記業務</p> <p>(2) 業務場所 奈良市東九条町地内</p> <p>(3) 業務期間 契約の日から平成26年2月28日までとする。</p> <p>(4) 業務概要 嘱託登記業務一式</p> <p>(5) 予定価格 16,220円（消費税及び地方消費税を除く。）</p> <p>(6) 最低制限価格 9,732円（消費税及び地方消費税を除く。）</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>次の条件に定める基準を全て満たすものであること。</p> <p>(1) 平成25年度において奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、測量・建設コンサルタント等「その他部門（土地家屋調査士）」の登録を有する者であること。</p> <p>(2) 土地家屋調査士登録事務所所在地が奈良市内である者</p> <p>(3) 奈良県土地家屋調査士会の会員又は社団法人奈良県公共嘱託土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）。ただし、公嘱協会はその社員が入札に参加する場合は参加することができないものとする。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>(6) 入札説明書に記載されている条件を満たしていること。</p> <p>3 仕様書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>平成25年9月2日から平成25年9月24日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）</p> <p>(2) 場所</p> <p>奈良市教育委員会教育総務部文化財課（仕様書等は、貸出し又は閲覧とします。）</p> <p>4 仕様書等に関する質問</p> <p>(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出してください。</p> <p>ア 提出日時 平成25年9月11日（水）午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 提出場所 奈良市教育委員会教育総務部文化財課 電話 0742-34-5369</p> <p>ウ 持参により提出してください。郵送及び電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません。</p> <p>(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。</p> <p>ア 平成25年9月17日（火）午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 場所 (1)イに同じ</p> <p>5 開札の場所及び日時</p> <p>奈良市役所 入札室</p>	<p>平成25年9月25日 午後4時00分 以下省略 (平成25年9月2日掲示済)</p> <p>奈良市告示第590号</p> <p>次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。</p> <p>なお、この工事は、低入札価格調査制度を採用します。詳細は、奈良市建設工事低入札価格調査制度試行要領によります。</p> <p>平成25年9月2日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 工事名 都祁中学校校舎改築工事</p> <p>(2) 工事場所 奈良市針町2554番地</p> <p>(3) 工期 契約の日から平成26年3月31日まで</p> <p>(4) 工事概要 建築主体工事一式 電気設備工事一式 機械設備工事一式 既設校舎解体撤去工事一式</p> <p>(5) 予定価格 714,120千円（消費税及び地方消費税を除く。）</p> <p>(6) 調査基準モデル型算出価格 620,046千円（消費税及び地方消費税を除く。）</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>2者による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その構成員が次の各号に定める基準をすべて満たしているものであること。</p> <p>(1) 平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。</p> <p>(2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がAに格付されていること。</p> <p>(3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。</p> <p>ア 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置） (ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 (イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。 (ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。</p> <p>イ 代表者以外の構成員（監理技術者又は主任技術者を1名以上専任で配置） (ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 (イ) 監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。</p>
--	--

<p>(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。</p> <p>(4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>(7) 技術提案書の提出 入札参加者は、市長の定める様式により、入札説明書及び別添図面等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア及びイの内容を示した技術提案書を市長に提出すること。 ア 施工計画について イ 企業の施工能力等について</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成25年9月2日から平成25年10月28日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）</p> <p>(2) 場所 奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）</p> <p>4 開札の場所及び日時 奈良市役所 入札室 平成25年10月29日 午前9時30分</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: center;">(平成25年9月2日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第591号</p> <p>次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。</p> <p>平成25年9月2日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 入札に付する事項 近鉄西大寺駅南土地区画整理事業整備工事（その2）ほか27件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 (入札参加者に必要な資格)</p> <p>(1) 平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。</p> <p>(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。</p> <p>(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）</p>	<p>並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>(6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。 ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。（特定建設工事共同企業体での参加者に必要な資格） 2者又は3者による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員が次の各号に定める基準を全て満たすこと。</p> <p>(1) 平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。</p> <p>(2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がBに格付されていること。</p> <p>(3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。 ア 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置） (ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 (イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。 (ウ) 入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある者であること。</p> <p>イ 代表者以外の構成員（1名以上専任で配置） (ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 (イ) 監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。 (ウ) 入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある者であること。</p> <p>(4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時 告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）</p>
---	--

<p>(2) 場所 奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）</p> <p>4 開札の場所 奈良市役所入札室</p> <p>5 開札の日時 別表のとおり</p> <p>以下省略</p>		<p>(6) 当該業務に関する必要な資格を有している、次の技術者を配置できること。（管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。）</p> <p>ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者 イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時 告示日から各業務の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）</p> <p>(2) 場所 奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）</p> <p>4 開札の場所 奈良市役所入札室</p> <p>5 開札の日時 別表のとおり</p> <p>以下省略</p>												
<p>奈良市告示第592号</p> <p>次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。</p> <p>平成25年9月2日</p>		<p>奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 入札に付する事項 (仮称) 都跡地域ふれあい会館新設に伴う建築設計業務委託ほか3件（各業務の業務名、業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり）</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 (入札参加者に必要な資格)</p> <p>(1) 平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。</p> <p>(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している測量・建設コンサルタント等業者であること。</p> <p>(3) 業務ごとに別表の参加資格に掲げる等級（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）に該当すること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>3 供用を開始する排水施設の位置</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>管渠番号</th> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二名第1幹線-4</td> <td>奈良市二名平野一丁目4774-2</td> <td>奈良市二名平野一丁目2057-3</td> </tr> <tr> <td>二名第1幹線-5</td> <td>奈良市二名平野一丁目2059</td> <td>奈良市二名平野一丁目2057-3</td> </tr> <tr> <td>高畠分水幹線-15</td> <td>奈良市高畠町829-5</td> <td>奈良市高畠町824</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式</p> <p>5 終末処理場の位置及び名称 大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター</p>		管渠番号	起 点	終 点	二名第1幹線-4	奈良市二名平野一丁目4774-2	奈良市二名平野一丁目2057-3	二名第1幹線-5	奈良市二名平野一丁目2059	奈良市二名平野一丁目2057-3	高畠分水幹線-15	奈良市高畠町829-5	奈良市高畠町824	<p>(平成25年9月2日掲示済)</p> <p>奈良市告示第593号</p> <p>公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。</p> <p>その関係図書は、平成25年9月2日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。</p> <p>平成25年9月2日</p> <p>公共下水道管理者 奈良市 奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日 平成25年9月17日</p> <p>2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域 奈良市二名平野一丁目及び高畠町の各一部</p>
管渠番号	起 点	終 点												
二名第1幹線-4	奈良市二名平野一丁目4774-2	奈良市二名平野一丁目2057-3												
二名第1幹線-5	奈良市二名平野一丁目2059	奈良市二名平野一丁目2057-3												
高畠分水幹線-15	奈良市高畠町829-5	奈良市高畠町824												
<p>奈良市告示第594号</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第</p>		<p>46条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。</p> <p>平成25年9月2日</p> <p>奈良市長 仲川元庸</p>												

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970106015	奈良市北永井町384番地の1	あさひ居宅介護支援事業所	奈良市北永井町384番地の1	有限会社 きそう第一	平成25年9月1日
2970106023	奈良市法蓮町1348番地	リッスンホームヘルプセンター	滋賀県大津市南郷一丁目2番17号	L I S T E N株式会社	平成25年9月1日

(平成25年9月2日掲示済)

奈良市告示第595号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護

予防サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示します。

平成25年9月2日

奈良市長 仲川元庸

【居宅介護支援】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970103418	奈良市北永井町384番地の1	あさひデイサービスセンター	奈良市北永井町384番地の1	有限会社 きそう第一	平成25年8月30日

【通所介護・介護予防通所介護】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970105660	奈良市芝辻町四丁目2番9 コーポラス新大宮1階	エルケア株式会社 デイサービス大和路	大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル25階	エルケア株式会社	平成25年8月31日
2970105710	奈良市学園朝日元町二丁目527-15	利楽デイサービス奈良学園前	大阪府堺市堺区山本町一丁20番地1 513号	株式会社ヘルスケアグループ	平成25年8月31日

(平成25年9月2日掲示済)

奈良市告示第596号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年9月2日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年9月2日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定す

る市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市市民生活部 防犯・交通安全課

電話0742-34-1111代表

(平成25年9月2日掲示済)

奈良市告示第597号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、

奈良市公報

平成25年10月1日
(火曜日)

第297号

同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年9月3日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
エルケア株式会社 デイサービス大和路	奈良県奈良市芝辻町四丁目2番9コーポラス新大宮1階	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成25年8月31日 平成25年8月31日
エルケア株式会社	大阪府大阪市北区中崎西2丁目4番12号梅田センタービル25階		

(平成25年9月3日掲示済)

奈良市告示第598号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年9月3日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	とみお診療所ホームヘルプステーション	奈良県奈良市三碓二丁目1-6	医療法人平和会	
新	とみお診療所ホームヘルプステーション	奈良県奈良市富雄元町二丁目7-25SKビル2階202号	医療法人平和会	平成25年8月19日

(平成25年9月3日掲示済)

奈良市告示第599号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年9月3日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
	名称	所在地		
開設者				
名称	主たる事務所の所在地			
デイサービス再美	奈良県奈良市西木辻町206 やぎもとビル1階	居宅 通所介護 介護予防 通所介護		平成25年7月21日 平成25年7月21日
株式会社S.R.K	奈良県奈良市押熊町459番地の7ソレーユA103			

(平成25年9月3日掲示済)

奈良市告示第600号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を再開した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年9月3日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		再開した施設又は再開した事業の種類	再開年月日
	名称	所在地		
開設者				
名称	主たる事務所の所在地			

デイサービス再美	奈良県奈良市西木辻町206 やぎもとビル1階	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成25年9月1日
株式会社S.R.K	奈良県奈良市押熊町459番地の7ソレーユA103		平成25年9月1日

(平成25年9月3日掲示済)

奈良市告示第601号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年9月3日

奈良市長 仲川元庸

	名称	所在地	変更年月日
旧	井谷眼科医院	奈良県奈良市西大寺南町1番3号奈良日日新聞社ビル8F	平成18年

1 指定年月日 平成25年9月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102066	特定非営利活動法人和合会	632-0221	奈良県奈良市都祁白石町2307番地	障害福祉サービス事業所COCOLO	632-0221	奈良県奈良市都祁白石町2307番地	就労継続支援B型

(平成25年9月3日掲示済)

奈良市告示第602号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

(土地 9件)

物件番号	名称	所在	地番	地目	地積(m²)	予定価格	入札保証金
土地-1	青山(1)宅地	青山六丁目	3-12	宅地	253.18	1,650万円	165万円
土地-2	青山(2)宅地	青山六丁目	3-18	宅地	259.64	1,810万円	181万円
土地-3	青山(3)宅地	青山六丁目	3-19	宅地	263.12	1,800万円	180万円
土地-4	青山(4)宅地	青山六丁目	3-21	宅地	283.24	1,800万円	180万円
土地-5	富雄川西(1)宅地	富雄川西二丁目	1122	宅地	235.92	2,230万円	223万円
土地-6	富雄川西(2)宅地	富雄川西二丁目	1127	宅地	180.88	1,730万円	173万円
土地-7	西九条町宅地	西九条町二丁目	2-10	宅地	210.58	1,010万円	101万円
土地-8	東之阪町宅地	東之阪町	416-24	宅地	306.27	610万円	61万円
土地-9	月ヶ瀬桃香野	月ヶ瀬桃香野	3603-4	雑種地	426.23	59万円	5万9千円

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

新	井谷眼科医院	奈良県奈良市西大寺南町1番3号三和西大寺南町ビル8F	4月20日
---	--------	----------------------------	-------

(平成25年9月3日掲示済)

奈良市告示第602号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成25年9月3日

奈良市長 仲川元庸

平成25年9月3日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する公有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（Yahoo!オークション官公庁オークション）による。

<p>2 入札の方式</p> <p>ヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「ヤフー・オークション」という。）を利用して一般競争入札を行う。（http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/）なお、入札参加手続等についてはヤフー・オークションの奈良市公有財産売却ページ（以下「ヤフー・オークション奈良市ページ」という。）において公開する。（http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_nar_nara_city）</p> <p>3 入札に必要な各種様式及び売却物件に関する資料の配布</p> <p>入札に必要な各種様式は、奈良市ホームページ（平成25年9月6日掲載）から入手できる。（http://www.city.nara.lg.jp/www/genre/000000000000/1165286042920/index.html）また、売却物件の概要、写真等は、ヤフー・オークション奈良市ページにおいて公開する。</p> <p>4 入札参加資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させことができない者又は同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。</p> <p>(2) 奈良市が定める奈良市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及びヤフー株式会社が定めるヤフー・オークションに関する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守することができる。</p> <p>(3) 公有財産の買受けについて一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していること。</p> <p>(4) 暴力的行為を行う組織に属していないこと。</p> <p>(5) 日本語を完全に理解できること。</p> <p>(6) あらかじめ入札参加申込みの手続を完了していること。</p> <p>5 入札参加申込み及び入札保証金の納付</p> <p>以下の(1)及び(2)の手続を完了しない者は、入札に参加できない。</p> <p>(1) 仮申込み</p> <p>あらかじめ取得しているYahoo! JAPAN IDを使用してヤフー・オークション上で平成25年9月6日（金）午後1時から平成25年9月26日（木）午後2時までに手続をすること。</p> <p>(2) 本申込み</p> <p>①方 法 仮申込手続を完了した後、所定の申込書により管財課に一般競争入札への参加を申し込むこと。</p> <p>②期 間 平成25年9月6日（金）から平成25年9月30日（月）まで（郵送の場合は平成25年9月30日（月）の当日消印有効とする。）</p> <p>(3) 入札保証金の納付</p> <p>① 入札に参加する者は、物件ごとに定められた入札保証金を納付する。入札保証金は、予定価格（最低</p>	<p>売却価格）の100分の10の金額とする。</p> <p>② 入札保証金は、奈良市が指定した金融機関に口座振込により平成25年10月11日（金）までに納付しなければならない。なお、入札保証金納入に要する経費（振込手数料等）は、入札に参加しようとする者の負担とする。</p> <p>③ 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後全額返還する。</p> <p>6 入札期間及び方法</p> <p>(1) 入札期間 平成25年10月10日（木）午後1時から平成25年10月17日（木）午後1時まで</p> <p>(2) 入札方法</p> <p>① 上記5の(1)から(3)のすべての手続を完了した者は、Yahoo! JAPAN IDで入札（入札金額をヤフー・オークション上に入力）すること。</p> <p>② 入札（入札金額の入力）は1回のみとし、入札する者の都合による取消しや変更はできない。</p> <p>③ 郵便等による入札書の提出は認めない。</p> <p>7 開札及び落札者の決定</p> <p>(1) 平成25年10月17日（木）午後1時以後にヤフー・オークション上で開札を行う。</p> <p>(2) 物件ごとに予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高価格である入札金額を売却決定金額とし、その入札金額で入札した者を落札者とする。</p> <p>(3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。</p> <p>(4) 物件ごとに落札者のYahoo! JAPAN ID及び売却決定金額をヤフー・オークション上に公開する。</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">(平成25年9月3日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第604号</p> <p>奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。</p> <p style="text-align: center;">平成25年9月4日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> <p>次のとおり省略</p> <p style="text-align: right;">(平成25年9月4日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第605号</p> <p>奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。</p> <p style="text-align: center;">平成25年9月5日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。</p> <p>2 移動年月日 平成25年9月5日</p>
---	---

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成25年9月5日掲示済)

奈良市告示第606号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年9月9日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年9月7日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年9月9日掲示済)

奈良市告示第607号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年9月9日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成24年9月27日 奈良市指令都整開 第12A-22号
平成25年8月12日 奈良市指令都整開 第12A-22-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成25年9月9日 第1372号
公共施設 平成25年9月9日 第633号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中登美ヶ丘二丁目1984番87、1984番209、1984番210、1984番211、1984番212、1984番213、1984番214、1984番215及び1984番217

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都市下京区金東横町239番地
株式会社 匠和不動産 代表取締役 山本倫久

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市中登美ヶ丘二丁目1984番87

(2) 下水道

奈良市中登美ヶ丘二丁目1984番87

(平成25年9月9日掲示済)

奈良市告示第608号

土地区画法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定による大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会委員の選挙期日を平成25年12月15日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により公告します。

平成25年9月10日

奈良市長 仲川元庸
(平成25年9月10日掲示済)

奈良市告示第609号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年9月10日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年9月10日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年9月10日掲示済)

奈良市告示第610号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成25年9月11日

奈良市長 仲川元庸

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市東九条町、中山町、二名三丁目、平松三丁目、平松四丁目、法華寺町及び三松四丁目の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

4 縦覧期間

平成25年9月11日から平成25年9月25日まで

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を

奈良市公報

平成25年10月1日
(火曜日)

第297号

市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成25年9月25日までに必着するように提出してください。

(平成25年9月11日掲示済)

奈良市告示第611号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成25年9月11日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市芝辻町四丁目6番6
申請者氏名	オーエスハウジング株式会社 代表取締役 大奥英次

道路の位置	奈良市中山町1325番1の一部及び1326番3
道路の幅員	最大5.00m 最小5.00m
道路の延長	31.06m
指定年月日	平成25年9月11日
指定番号	第H2505号

(平成25年9月11日掲示済)

奈良市告示第612号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年9月11日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
医療法人敬愛会 はもり 皮フ科	奈良県奈良市三碓三丁目11 -1	居宅 訪問看護	平成25年4月30日
医療法人 敬愛会	奈良県奈良市学園大和町一 丁目1438番地の1	居宅 訪問リハビリテーション	平成25年4月30日
		居宅 居宅療養管理指導	平成25年4月30日

(平成25年9月11日掲示済)

奈良市告示第613号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年9月11日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
訪問看護ステーション 優	奈良県奈良市右京一丁目4番地	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成25年7月1日 平成25年7月1日
医療法人 ひまわり会	奈良県奈良市右京一丁目4番地		

(平成25年9月11日掲示済)

奈良市告示第614号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定をしましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年9月11日

奈良市長 仲川元庸

訪問看護ステーション 優	奈良県奈良市右京一丁目4番地	平成25年7月1日
--------------	----------------	-----------

(平成25年9月11日掲示済)

奈良市告示第615号

次のとおり一般競争入札（総合評価落札方式・入札後資格確認型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
---------	----------	-------

<p>平成25年9月11日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 名称 市内障害者就労施設等が提供可能な授産品等の調査等業務</p> <p>(2) 業務内容 市内の障害者就労施設の授産品及び役務の調達の推進を図るため、各施設の生産及び販売能力などについて実地調査を行い、経営・商品開発・品質において専門的立場の者からアドバイスを行う。また、提供可能な授産品・役務を一覧表にまとめたカタログの作成及び奈良市ホームページへの掲載をする。</p> <p>(3) 委託期間 契約締結の日から平成26年3月15日まで</p> <p>(4) 予定価格 9,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）</p> <p>(5) 契約形式 委託契約</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>本入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、本市により本委託業務に係る入札参加資格を有すると認められた者でなければならない。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。</p> <p>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員及びその構成員でないこと。</p> <p>(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び当該団体の役職員又は構成員でないこと。</p> <p>(6) 過去5年以内に、本市又は他の官公庁（特殊法人、独立行政法人を含む。）の発注において、ニーズ調査、アンケート調査又は、経営アドバイス業務を受注した実績（平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に完了した業務）を有すること。なお、本条項で示す実績には、競争入札によるものほかに、当該業務に係る実施体制や実施方針に対する提案等に関するプロポーザル（企画提案書）を提出する方式、若しくはこれに準ずる方式により選定された上で履行したものも含む。</p> <p>(7) 入札参加における提出書類の内容を誠実に履行できること。</p>	<p>(8) 業務開始日までに本業務の習熟度を深め、当該業務の迅速かつ安全な履行を確保できること。</p> <p>3 募集要項等を示す日時及び場所</p> <p>平成25年9月12日（木）から平成25年10月1日（火）まで奈良市ホームページに掲載する。</p> <p>4 入札説明会</p> <p>(1) 日時 平成25年9月24日（火）午後2時</p> <p>(2) 場所 奈良市役所 入札室 奈良市二条大路南一丁目1番1号</p> <p>(3) 参加申込み</p> <p>① 入札説明会参加申込書（様式8）に必要事項を記入の上、メールで送信すること。</p> <p>② 申込期限：平成25年9月19日（木）午後3時まで（必着）</p> <p>③ 送信先アドレス：shougaifukushi@city.nara.lg.jp</p> <p>メール件名は、「入札説明会参加申込書（事業者名）」とすること。</p> <p>5 質問書に関する事項</p> <p>(1) 公告、入札説明書、仕様書等関係書類に関して質問がある場合は、質問書（様式7）に必要事項を記入の上、メールで送信すること。</p> <p>(2) 質問書の提出期限：平成25年9月25日（水）午後3時まで（必着）</p> <p>(3) 送信先アドレス：shougaifukushi@city.nara.lg.jp メール件名は、「市内障害者就労施設等が提供可能な授産品等の調査等業務委託（事業者名）」とすること。</p> <p>(4) 質問及び回答は、平成25年9月27日（金）午後5時までに市ホームページに掲載する。</p> <p>6 入札に必要な書類及び提出の場所・日時・方法等</p> <p>(1) 入札にあたり提出する書類（以下「入札書等」という。）</p> <p>① 入札書（様式1）</p> <p>② 提案書（様式2～5）</p> <p>※入札書及び提案書には、入札者の名称等の必要な事項を記載の上、押印して提出のこと。</p> <p>(2) 入札書等の提出場所 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟1階 障がい福祉課</p> <p>(3) 入札書等の提出期間 平成25年9月24日（火）から平成25年10月1日（火）午後5時まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時は除く。）</p> <p>(4) 入札書等の提出方法 下記の要領で作成し、必ず持参すること。</p> <p>① 入札書 入札書は、封筒に密封し、封筒の表に社名及び件名「市内障害者就労施設等が提供可能な授産品等の調査等業務委託入札書」を朱書して、1部提出する。</p>
---	--

② 提案書

ア 提出部数 5部（正本1部、副本4部）
 イ 提案書は、正本・副本とも、提案書様式一覧を表紙としてチェック欄を必ずチェックし、提出様式ごとにタックインデックス等のラベルを添付した上で、それぞれファイル等に綴じ込み提出すること。

7 落札者の決定方法

- (1) 入札者に対する評価は、「落札者の決定基準」に基づき、提出された入札書等をもとに、入札価格に対する評価の点数及び提案に対する評価の点数の合計（以下「総合評価値」という。）により行う。
- (2) 前記の評価の結果、入札書に記載された入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、総合評価値が最も高い入札者（以下「最も有利な入札者」という。）を落札の候補者とする。
- (3) 落札の候補者に、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格の確認に必要な資料（以下「申請書等」という。）の提出を求め、当該申請書等の内容を確認の上、落札者とするか、又はしないかを決定する。
- (4) 前記の確認の結果、落札者としないと決定した場合は、当該落札の候補者以外の者から最も有利な入札者について、同様の確認を行い、落札者とするか否かを決定する。

(5) 落札者の発表

落札者の発表については、当該落札者に通知を行うとともに、市ホームページ上に掲載する。

(6) 落札価格

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

以下省略

(平成25年9月11日掲示済)

奈良市告示第616号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年9月11日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成25年9月11日掲示済)

奈良市告示第617号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成8年奈良市条例第14号）第14条第4項第2号の規定により、廃物として奈良市において処分するので、同条例第16条第1項の規定により告示します。

平成25年9月12日

奈良市長 仲川元庸
記

- 1 放置場所 奈良市南紀寺町三丁目292番地先
(奈良市道北部第642号線 奈良市営第14号住宅北側道路)
- 2 放置自動車 車種 ニッサン
登録番号 奈良300 ふ 3258
車台番号 HY33-612319
(平成25年9月12日掲示済)

奈良市告示第618号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年9月12日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年9月12日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成25年9月12日掲示済)

奈良市告示第619号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年9月13日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年9月13日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成25年9月13日掲示済)

奈良市告示第620号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成25年9月13日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成25年9月27日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成25年2月1日、同月2日、同月7日、同月8日、同月12日、同月14日、同月15日及び同月22日

(平成25年9月13日掲示済)

奈良市告示第621号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年9月13日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成25年6月27日 奈良市指令都整開 第13A-16号

平成25年7月31日 奈良市指令都整開 第13A-16-1号

平成25年9月9日 奈良市指令都整開 第13A-16-2号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成25年9月13日 第1373号

公共施設 平成25年9月13日 第634号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市朱雀一丁目3番11、3番12、3番13、3番14及び3番15

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区南久宝寺町1丁目9番7号

小林由幸

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市朱雀一丁目3番11の一部、3番12の一部、3番13の一部及び3番14の一部

(平成25年9月13日掲示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第33号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年9月2日

奈良市水道事業管理者
池田修

1 入札に付する事項

口径100耗配水支管改良、奈良市朱雀六丁目地内ほか10件（工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 平成25年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市水道局入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査の総合評定値に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(6) 当該工事の入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができません。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局業務部経理課（設計図書等は、奈良市水道局電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成25年9月2日掲示済)

奈良市水道局告示第34号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施

行令（昭和22年政令第16号）第167条の6 第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年9月2日

奈良市水道事業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 大渕1号送水ポンプ更新工事
- 2 工事場所 奈良市中登美ヶ丘一丁目地内
- 3 工事期間 契約の日から平成26年3月7日まで
- 4 工事概要 送水ポンプ更新工事
 - ・送水ポンプ 1台
両吸込渦巻ポンプ
吐出量 10.42m³/min
全揚程 22m
出力 55kw
 - ・逆止弁 1台
口径 300mm
 - ・電動弁 1台
電動式バタフライ弁メタルシート型
口径 300mm
 - ・仕切弁 1台
内ねじ式ハンドル付き
口径 300mm
 - ・配管材料 1式

（※上記各機器及び配管材料の仕様は、設計書及び詳細仕様書を確認すること。）

- 5 予定価格 19,978千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 最低制限基準価格 16,925千円（消費税及び地方消費税を除く。）

第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の1～4の条件を全て満たすこと。

- 1 平成25年度奈良市水道局建設工事等入札参加資格者のうち、「機械器具設置工事」及び「水道施設工事」の資格を有し、近畿2府4県内に本社又は支店・営業所等を有している建設業者であること。ただし、平成25年度に新規登録された方は、入札参加できません。
- 2 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。）の結果における「機械器具設置工事」の総合評定値が1000点以上であること。
- 3 当該業務に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある「機械器具設置工事」又は「水道施設工事」の主任（監理）技術者を1名以上配置できること。
- 4 「大渕1号送水ポンプ更新工事についての一般競争入札実施要領」（以下「要領」という）の「②入札参加申込み」の「2入札参加資格」①～⑦のいずれにも該当しないこと。

*要領は、奈良市水道局ホームページ（<http://www.h2o.nara.nara.jp/>）からダウンロードできます。

h2o.nara.nara.jp/) からダウンロードできます。

第3 設計図書等を示す日時及び場所

1 日時

平成25年9月2日から平成25年9月26日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

2 場所

奈良市水道局業務部経理課入札係（設計図書等は、閲覧又は貸出しを行います。）

第4 入札参加申込方法及び審査

- 1 要領「②入札参加申込み」の「3入札参加申込方法」の定めるところに従い、一般競争入札参加申請書に必要事項を記載し直接持参により提出してください。

（1）提出期間 平成25年9月2日から同年9月11日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

（2）提出場所 奈良市水道局 業務部経理課入札係（奈良市法華寺町264番地1 奈良市水道局1階）

2 提出期間に申請書等を提出しない者は、この入札に参加することができません。

3 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

入札参加資格に関する審査を行った後、一般競争入札参加資格審査結果通知書等を平成25年9月17日までに発送します。

第5 質疑に関する事項

本入札に関して質疑のある場合は、要領に定める様式によって、電子メールにより提出してください。

1 提出先 奈良市水道局技術部浄水課（奈良市奈良阪町 緑ヶ丘浄水場）

メールアドレス

lg-suidou-jousuika@city.nara.lg.jp

2 受付期間 平成25年9月2日から同年9月6日午後5時まで

3 回答日 平成25年9月10日（電子メールで回答します。）

第6 郵便入札に関する事項

1 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留

2 入札書の到達期限 平成25年9月26日

3 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局

4 入札回数 1回

5 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされて

いない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要種類が同封されていない入札書

ケ 入札書の日付が開札日でない入札

コ その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

6 その他の詳細は、奈良市水道局建設工事等郵便入札実施要領によります。

第7 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市水道事業契約に関する規程において準用する奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければなりません。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

第8 開札の日時及び場所

平成25年9月27日 午前9時30分

奈良市水道局4階 大会議室

以下省略

(平成25年9月2日掲示済)

奈良市水道局告示第35号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成25年9月2日

奈良市水道事業管理者
池田修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社吉川水道設備	代表取締役 吉川 孝義	奈良県磯城郡田原本町大字法貴寺1583番地	平成25年8月22日

(平成25年9月2日掲示済)

奈良市水道局告示第36号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成25年9月5日

奈良市水道事業管理者
池田修

名称	代表者氏名	所在地	届出日
松下設備工業所	松下 マツ子	奈良市田中町46番地の2	平成25年9月3日

(平成25年9月5日掲示済)

奈良市水道局告示第37号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成25年9月9日

奈良市水道事業管理者
池田修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
桐山設備巧業	桐山 茂	奈良市北之庄町147番地の6	平成25年9月2日

(平成25年9月9日掲示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第16号

奈良市教育ICT戦略会議設置要綱を次のように定める。

平成25年9月6日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市教育ICT戦略会議設置要綱

（目的及び設置）

第1条 国における教育の情報化推進の動向を踏まえ、21世紀にふさわしい「奈良らしい教育」の実現を目的にICTの効果的な利活用について調査、検討するため、奈良市教育ICT戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 戦略会議は、次の各号に掲げる事項について調査、検討し、教育委員会に提言する。

(1) 「奈良らしい教育」の実現を目的としたICTの利活用に関する事項

(2) その他前条の目的を達成するために必要な事項（組織）

第3条 戦略会議は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) その他教育委員会が必要と認める者（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日の属する年度の3月31日までとする。

（会長及び副会長）

第5条 戰略会議に会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。
 3 会長は、会務を総理し、戦略会議を代表する。
 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 (会議)

第6条 戰略会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

- 2 戰略会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
 (作業部会)

第7条 会長は、必要と認めるときは、戦略会議に作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 戰略会議の庶務は、教育総務課において処理する。
 (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営に関する必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成25年9月6日から施行する。

(平成25年9月6日掲示済)

奈良市教育委員会告示第17号

奈良市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年9月13日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

奈良市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市立幼稚園預かり保育事業実施要綱（平成25年奈良市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の3号を加える。

- (4) 奈良市立伏見幼稚園
 (5) 奈良市立大安寺西幼稚園
 (6) 奈良市立六条幼稚園

附 則

この告示は、平成25年9月13日から施行し、改正後の奈良市立幼稚園預かり保育事業実施要綱第2条の規定は、平成25年5月14日から適用する。

(平成25年9月13日掲示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第68号

平成25年9月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第

1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成25年9月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

50分の1の数 6,013人

6分の1の数 50,107人

3分の1の数 100,213人

(平成25年9月2日掲示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第17号

奈良市農業委員会平成25年9月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成25年9月6日

奈良市農業委員会
農地部会長 岡田嘉文

1 日時

平成25年9月13日（金）午前9時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟5階 第21会議室

3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地法施行規則第32条第1号に該当する転用の届出について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（8月専決処理分）
- (6) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあせん結果について
- (7) 知事許可について（8月許可分）
- (8) 非農地証明について（8月分）

(平成25年9月6日掲示済)

正 誤

平成24年9月7日付け奈良市公報号外第14号

平成25年10月1日
(火曜日)

奈良市公報

第297号

ページ	段	行	誤	正
12	右	下から15	物品管理換書	備品管理換書

平成25年8月1日付け奈良市公報第295号

ページ	段	行	誤	正
6	—	—	医療法人 ひまわりクリニック	医療法人 ひまわり会

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。